

# 税 務 代 理 権 限 証 書

※整理番号

令和 3 年 5 月 19 日 渋谷 税務署長殿	氏名又は名称 岸 生子	連絡先
税 理 士 又 税 理 士 法 人	事務所名称 及び所在地 岸 生子税理士事務所 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-33-22 関根ビル4F 電話 048-825-1377	電話 048-825-1377
	所属税理士会等 関東信越 税 理 士 会 第 浦 和 支 部 登録番号等 66895	電話 66895

税 理 士 大 法 人 を 代 理 人 と 定 め、下 記 の 事 項 に つ い て、税 理 士 法 第 2 条 第 1 項 第 1 号 に 規 定 す る 税 務 代 理 を 委 任 し ま す。

令和 2 年 5 月 18 日

過 年 分 に 関 し、下 記 の 税 目 に 関 し て 調 査 が 行 わ れ る 場 合 に は、下 記 の 年 分 等 よ り 前 の 年 分 等 (以 下 「過 年 分」と い い ま す。) に つ い て も 税 務 代 理 を 委 任 し ま す。(過 年 分 の 税 務 代 理 権 限 証 書 に お い て 上 記 の 代 理 人 に 委 任 し て い る 事 項 を 除 き ま す。)。【委 任 す る 場 合 は □ に レ 印 を 記 載 し て く だ さ い。】	<input checked="" type="checkbox"/>
調 査 の 通 知 に 関 し、上 記 の 代 理 人 に 税 務 代 理 を 委 任 し た 事 項 (過 年 分 の 税 務 代 理 権 限 証 書 に お い て 委 任 し た 事 項 を 含 み ま す。以 下 同 じ。) に 関 し て 調 査 が 行 わ れ る 場 合 に は、私 (当 法 人) へ の 調 査 の 通 知 は、当 該 代 理 人 に 対 し て 行 わ れ る 事 項 を 同 意 し ま す。【同 意 す る 場 合 は □ に レ 印 を 記 載 し て く だ さ い。】	<input checked="" type="checkbox"/>
代 理 人 が 複 数 者 の 場 合 に お け る 代 理 人 の 定 め	<input type="checkbox"/>

依 頼 者	株 式 会 社 ミ ツ ボ シ
氏 名 又 は 名 称	株 式 会 社 ミ ツ ボ シ
住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	東 京 都 渋 谷 区 恵 比 寿 1-26-17 阿 部 ビ ル 5 F
電 話	03-5798-4511

1 税 務 代 理 の 対 象 に 関 す る 事 項		年 分 等	年 分
税 目 (膨 張 す る 税 目 に レ 印 を 記 載 し て く だ さ い。)		平 成 ・ 令 和	年 分
所 得 税 (復 興 特 別 所 得 税 を 含 む)	<input type="checkbox"/>		
※ 法 人 特 別 所 得 税 (復 興 特 別 所 得 税 を 含 む)	<input checked="" type="checkbox"/>	自 平 成 ・ (令 和) 2 年 4 月 1 日	至 平 成 ・ (令 和) 3 年 3 月 31 日
地 方 消 費 税 (費 率 割 及 び 地 方 特 別 所 得 税 を 含 む)	<input type="checkbox"/>	自 平 成 ・ 令 和 年 月 日	至 平 成 ・ 令 和 年 月 日
地 方 消 費 税 (復 興 特 別 所 得 税 を 含 む)	<input type="checkbox"/>	自 平 成 ・ 令 和 年 月 日	至 平 成 ・ 令 和 年 月 日
※ 源 泉 徴 収 に 係 る も の	<input type="checkbox"/>	(法 定 納 期 限 到 来 分)	
税	<input type="checkbox"/>		

2 その他の事項



事業年度等		令和3.3.31	令和4.1.31	法人名	株式会社 ミツボシ	
法人税額の計算						
50	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)	0	(50)の15%又は19%相当額	53	0	
51	(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$		(51)の22%相当額	54		
52	その他の所得金額 (1)-(50)-(51)	0	(52)の19%又は23.2%相当額	55	0	
地方税法額の計算						
56	所得の金額に対する法人税額 (33)	0	(56)の <del>10.3%</del> 又は10.3%相当額	58	0	
57	課税留保金額に対する法人税額 (34)		(57)の4.4%又は10.3%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算						
この申告前の						
60	所得金額又は欠損金額		所得の金額に対する法人税額	68		
61	課税土地譲渡利益金額		課税留保金額に対する法人税額	69		
62	課税留保金額		課税標準法人税額 (68) + (69)	70		
63	法人税額		確定地方法人税額	71		
64	還付金額	外	中間還付額	72		
65	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (16)-(63) 若しくは ((16)+(64)) 又は ((64)-(28))	外	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
66	欠損金又は災害損失金等の当期控除額		この申告により納付すべき地方法人税額 (44)-(71) 若しくは ((44)+(72)+(73)) 又は ((72)-(45))+((73)-(45)の外書))	74		
67	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金					
この申告前の						
地方税法額の計算						



所得の金額の計算に関する明細書 (簡易様式)

事業年度 令和 2. 4. 1 法人名 株式会社 ミツボシ  
令和 3. 3. 31

別表四 (簡易様式) 令二・四・一以後終了事業年度分

区分	総額		処		分
	①	②	留	保	
当期利益又は当期欠損の額	12,206,278	12,206,278			③
損金控除をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)					
損金控除をした道府県民税及び市町村民税	35,000	35,000			
損金控除をした納税充当金	70,064	70,064			
損金控除をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)、及び過剰税	64	64			64
減価償却の償却超過額					
役員給与の損金不算入額					
交際費等の損金不算入額	0	0			0
次 葉 計					
小 計	105,128	105,064			64
減価償却超過額の当期控除額					
納税充当金から支出した事業税等の金額	64	64			
受取当等の益金不算入額(別表八(一)「13」又は「28」)					
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「28」)					
受贈益の益金不算入額					
適格現物分配に係る益金不算入額					
法人税等の中間納付額及び過剰納に係る還付金額	4,612,200	4,612,200			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等					
次 葉 計					
小 計	4,612,264	4,612,264			
仮 計	7,699,142	7,699,078			64
加算等に係る支払利子等又は貸付金等(利子等の損金不算入額(別表七(一)「24」又は「28」)及び「29」)の引当(別表七(二)「24」又は「28」)					
超過利子等の損金算入額(別表十七(二)「10」)					
仮 計					
者附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)					
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③「1」)	64	64			64
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)「7」)					
分限控除額(別表四「15」の②)に係る控除額(別表四「15」)					
合 計	7,699,206	7,699,078			128
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)					
中間納付額に係る繰戻しによる還付に係る貸付金等(別表九(二)「13」)					
非償還合併又は残余財産の全部配当等による多移転資産等の課税利益額又は課税損失額					
差 引					
欠損金又は貸付損失等の当期控除額(別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」+「12」又は別表七(三)「10」)					
新設床稼収又は海外新設床稼収の特別控除額(別表十(三)「43」)					
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額					
所得金額又は欠損金額	0	7,699,078			△7,699,206 128

簡





所得税額の控除に関する明細書

事業年度 令和 2. 4. 1  
令和 3. 3. 31

法人名

株式会社 ミツポシ

別表六(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

区分	収入金額	①について課税される額	②のうち控除を受ける所得税額
1 公社債及び有価証券の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社会的受益権に係る剰余金の配当	419	64	64
2 剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社会的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)			
3 集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。))を除外。)			
4 割引債の償還差益			
5 その他の			
6 計	419	64	64
剰余金の配当(特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社会的受益権に係るものを除く。)、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。))を除外。)			
個別法による場合	収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額
銘	7	8	12
銘	13	14	19
銘	15	16	18
銘	17	18	19
銘	19	20	21
銘	21	22	23
銘	23	24	25
銘	25	26	27
銘	27	28	29
銘	29	30	31
銘	31	32	33
銘	33	34	35
銘	35	36	37
銘	37	38	39
銘	39	40	41
銘	41	42	43
銘	43	44	45
銘	45	46	47
銘	47	48	49
銘	49	50	51
銘	51	52	53
銘	53	54	55
銘	55	56	57
銘	57	58	59
銘	59	60	61
銘	61	62	63
銘	63	64	65
銘	65	66	67
銘	67	68	69
銘	69	70	71
銘	71	72	73
銘	73	74	75
銘	75	76	77
銘	77	78	79
銘	79	80	81
銘	81	82	83
銘	83	84	85
銘	85	86	87
銘	87	88	89
銘	89	90	91
銘	91	92	93
銘	93	94	95
銘	95	96	97
銘	97	98	99
銘	99	100	101
銘	101	102	103
銘	103	104	105
銘	105	106	107
銘	107	108	109
銘	109	110	111
銘	111	112	113
銘	113	114	115
銘	115	116	117
銘	117	118	119
銘	119	120	121
銘	121	122	123
銘	123	124	125
銘	125	126	127
銘	127	128	129
銘	129	130	131
銘	131	132	133
銘	133	134	135
銘	135	136	137
銘	137	138	139
銘	139	140	141
銘	141	142	143
銘	143	144	145
銘	145	146	147
銘	147	148	149
銘	149	150	151
銘	151	152	153
銘	153	154	155
銘	155	156	157
銘	157	158	159
銘	159	160	161
銘	161	162	163
銘	163	164	165
銘	165	166	167
銘	167	168	169
銘	169	170	171
銘	171	172	173
銘	173	174	175
銘	175	176	177
銘	177	178	179
銘	179	180	181
銘	181	182	183
銘	183	184	185
銘	185	186	187
銘	187	188	189
銘	189	190	191
銘	191	192	193
銘	193	194	195
銘	195	196	197
銘	197	198	199
銘	199	200	201
銘	201	202	203
銘	203	204	205
銘	205	206	207
銘	207	208	209
銘	209	210	211
銘	211	212	213
銘	213	214	215
銘	215	216	217
銘	217	218	219
銘	219	220	221
銘	221	222	223
銘	223	224	225
銘	225	226	227
銘	227	228	229
銘	229	230	231
銘	231	232	233
銘	233	234	235
銘	235	236	237
銘	237	238	239
銘	239	240	241
銘	241	242	243
銘	243	244	245
銘	245	246	247
銘	247	248	249
銘	249	250	251
銘	251	252	253
銘	253	254	255
銘	255	256	257
銘	257	258	259
銘	259	260	261
銘	261	262	263
銘	263	264	265
銘	265	266	267
銘	267	268	269
銘	269	270	271
銘	271	272	273
銘	273	274	275
銘	275	276	277
銘	277	278	279
銘	279	280	281
銘	281	282	283
銘	283	284	285
銘	285	286	287
銘	287	288	289
銘	289	290	291
銘	291	292	293
銘	293	294	295
銘	295	296	297
銘	297	298	299
銘	299	300	301
銘	301	302	303
銘	303	304	305
銘	305	306	307
銘	307	308	309
銘	309	310	311
銘	311	312	313
銘	313	314	315
銘	315	316	317
銘	317	318	319
銘	319	320	321
銘	321	322	323
銘	323	324	325
銘	325	326	327
銘	327	328	329
銘	329	330	331
銘	331	332	333
銘	333	334	335
銘	335	336	337
銘	337	338	339
銘	339	340	341
銘	341	342	343
銘	343	344	345
銘	345	346	347
銘	347	348	349
銘	349	350	351
銘	351	352	353
銘	353	354	355
銘	355	356	357
銘	357	358	359
銘	359	360	361
銘	361	362	363
銘	363	364	365
銘	365	366	367
銘	367	368	369
銘	369	370	371
銘	371	372	373
銘	373	374	375
銘	375	376	377
銘	377	378	379
銘	379	380	381
銘	381	382	383
銘	383	384	385
銘	385	386	387
銘	387	388	389
銘	389	390	391
銘	391	392	393
銘	393	394	395
銘	395	396	397
銘	397	398	399
銘	399	400	401
銘	401	402	403
銘	403	404	405
銘	405	406	407
銘	407	408	409
銘	409	410	411
銘	411	412	413
銘	413	414	415
銘	415	416	417
銘	417	418	419
銘	419	420	421
銘	421	422	423
銘	423	424	425
銘	425	426	427
銘	427	428	429
銘	429	430	431
銘	431	432	433
銘	433	434	435
銘	435	436	437
銘	437	438	439
銘	439	440	441
銘	441	442	443
銘	443	444	445
銘	445	446	447
銘	447	448	449
銘	449	450	451
銘	451	452	453
銘	453	454	455
銘	455	456	457
銘	457	458	459
銘	459	460	461
銘	461	462	463
銘	463	464	465
銘	465	466	467
銘	467	468	469
銘	469	470	471
銘	471	472	473
銘	473	474	475
銘	475	476	477
銘	477	478	479
銘	479	480	481
銘	481	482	483
銘	483	484	485
銘	485	486	487
銘	487	488	489
銘	489	490	491
銘	491	492	493
銘	493	494	495
銘	495	496	497
銘	497	498	499
銘	499	500	501
銘	501	502	503
銘	503	504	505
銘	505	506	507
銘	507	508	509
銘	509	510	511
銘	511	512	513
銘	513	514	515
銘	515	516	517
銘	517	518	519
銘	519	520	521
銘	521	522	523
銘	523	524	525
銘	525	526	527
銘	527	528	529
銘	529	530	531
銘	531	532	533
銘	533	534	535
銘	535	536	537
銘	537	538	539
銘	539	540	541
銘	541	542	543
銘	543	544	545
銘	545	546	547
銘	547	548	549
銘	549	550	551
銘	551	552	553
銘	553	554	555
銘	555	556	557
銘	557	558	559
銘	559	560	561
銘	561	562	563
銘	563	564	565
銘	565	566	567
銘	567	568	569
銘	569	570	571
銘	571	572	573
銘	573	574	575
銘	575	5	

欠損金又は災害損失金の損算入等に関する明細書

事業年度 令和 2.4.1 3.31 株式会社 ミツボシ

控除前所得金額 (別表四[39の①])-(別表七(二)9)又は(21)	1	7,699,206	令和 2.4.1 3.31	法人名	株式会社 ミツボシ	控除限度額 500万円×100	2	7,699,206
--	---	-----------	---------------	-----	-----------	--------------------	---	-----------

事業年度	区分	分	控除未済欠損金額	3	当期控除額 当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度前の(4)の合計額のうち少ない金額	4	翌期繰越額 (3)-(4)又は(別表七(三)16)	5
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
平 31. 4. 1		青色欠損	15,596,730					7,897,524
令 2. 3. 31		青色欠損	15,596,730					7,897,524
		計						
当 欠 損 金 額		(別表四[48の①])						
期 同 上 の		災 害 損 失 金						
分 う ち		青 色 欠 損 金						
合 計								7,897,524

災害により生じた損失の額		災害による生じた損失の額		災害による生じた損失の額	
災害の種類	災害を受けた資産の別	1	2	3	4
当期の欠損金額 (別表四[48の①])	6				
資産の減少等により生じた損失の額	7				
被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8				
被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9				
計 (7)+(8)+(9)	10				
保険金又は損害賠償金等の額	11				
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)	12				
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額	13				
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額	14				
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 ((6の③)+(13の③)-(14の③))のうち少ない金額	15				
繰越控除の対象となる損失の額 ((6の③)+(12の③)-(14の③))のうち少ない金額	16				







決 算 報 告 書

第 7 期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月31日

株式会社 ミツボシ

東京都渋谷区恵比寿 1 - 2 6 - 1 7

阿部ビル 5 F

# 貸借対照表

令和 3年 3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 72,857,106】	【流動負債】	【 7,242,187】
現金・預金	55,830,646	買掛金	2,659,921
売掛金	12,529,446	未払金	1,350,000
仮払金	4,497,014	未払法人税等	70,000
【固定資産】	【 1,571,965】	未払費用	483,889
[有形固定資産]	[ 75,965]	預り金	576,677
工具器具備品	75,965	未払消費税等	2,101,700
[投資その他の資産]	[ 1,496,000]	【固定負債】	【 27,360,000】
差入保証金	200,000	長期借入金	27,360,000
敷金	1,296,000	負債合計	34,602,187
		純資産の部	
		【株主資本】	【 39,826,884】
		[資本金]	[ 3,000,000]
		[利益剰余金]	[ 36,826,884]
		(その他利益剰余金)	( 36,826,884)
		繰越利益剰余金	36,826,884
		純資産合計	39,826,884
資産合計	74,429,071	負債・純資産合計	74,429,071

# 損益計算書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	金 額
【純 売 上 高】		
売 上 高	79,638,946	
売上値引・戻り高	5,051	79,633,895
【売 上 原 価】		
仕 入 高	29,779,217	29,779,217
売上総利益		49,854,678
【販売費及び一般管理費】		52,765,587
営 業 損 失		2,910,909
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	419	
雑 収 入	15,305,453	15,305,872
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	118,135	118,135
経 常 利 益		12,276,828
【特 別 損 失】		
前 期 損 益 修 正 損	486	486
税引前当期純利益		12,276,342
法人税、住民税及び事業税		70,064
当 期 純 利 益		12,206,278

# 販売費及び一般管理費

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	額
<b>【人件費】</b>		
役員報酬	12,000,000	
給料手当	9,060,000	
賞与手当	2,000,000	
法定福利費	2,868,751	
福利厚生費	518,783	26,447,534
<b>【経費】</b>		
運賃	5,404	
旅費	2,973,871	
交際費	641,283	
会議費	5,900,426	
通信費	286,568	
水道光熱費	397,243	
租税公課	3,041,700	
消耗品費	2,042,526	
賃借料	5,568,000	
リース料	15,840	
修繕費	5,500	
保険料	3,602,630	
支払手数料	266,418	
諸会費	19,580	
新聞図書費	118,690	
減価償却費	75,964	
顧問料	594,000	
他営業費	110,853	
雑費	651,557	26,318,053
<b>合 計</b>		<b>52,765,587</b>

株主資本等変動計算書

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月 31日

(単位：円)

株主資本		資本剰余金				利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	純資産合計
		資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金		自己株式			
資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		自己株式	株主資本 合計	純資産合計
当期首残高	3,000,000					24,620,606	24,620,606		27,620,606	27,620,606	
当期変動額											
当期純利益						12,206,278	12,206,278		12,206,278	12,206,278	
当期変動額合計	-	-	-	-	-	12,206,278	12,206,278	-	12,206,278	12,206,278	
当期末残高	3,000,000					36,826,884	36,826,884		39,826,884	39,826,884	

# 個別注記表

自 令和 2年 4月 1日  
至 令和 3年 3月31日

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

器具器具備品・・・定率法

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

3. 貸借対照表に関する注記

減価償却累計額・・・1,203,813円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類・株式数

普通株式・60株

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額

663,781円40銭

(2) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額

204,605円70銭

別紙の通り報告致します。

令和 3年 5月19日  
株式会社 ミツボシ

代表取締役

三田市 勝臣

# 勘定科目内訳書

第 7 期

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 3 年 3 月 31 日

株式会社 ミツボシ

東京都渋谷区恵比寿1-26-17  
阿部ビル5F











仮受金（前受金・預り金）の内訳書

令和 3年 3月31日 現在

科目	相手先		期末現在高 円	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
預り金			576,677	源泉所得税
【小計】			576,677	
計			576,677	

(注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。  
 相手先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であり記入しても各別に記入していただき、  
 上記2による記載すべき口数が100口を超える場合は、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。  
 ① 期末現在高の多額なものを100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)し、  
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所等で記入(支店又は事業所等の名称(氏名)「欄」に記入してください)し、  
 ③ 期末現在高が100口を超える場合は、仮受金、前受金及び預り金との合計口数で判断してください。  
 ④ 「摘要」欄には、例えば「受社工事の仮受金」を記入し、  
 ⑤ 社内預金である場合は、「相手先」欄に「社内預金」とし、  
 ⑥ 中には期中の支払利息額(未払利息額)をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

支払年月 年 月	所得の種類	期末現在高 円	支払年月 年 月	所得の種類	期末現在高 円
令 3. 1	給	117,609			0
令 3. 1	報	4,594			
令 3. 2	給	117,609			
令 3. 2	報	4,594			
令 3. 3	給	222,004			
令 3. 3	報	110,267			

(注) 「所得の種類」欄には、「給」と所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。



役員給与等の内訳書

令和 3年 3月31日 現在

役員給与等の内訳

役職名 担当業務	氏名 住 住	代表者との関係 の別	役員 給与計 円	使用人 職務分 円	左の 使用人 の 内 課 税 分 以 外			退職給与 円
					定期 給与 円	賞 与 円	その他 円	
代表取締役	三田市 勝臣 本人	● 非	12,000,000					
業務全般	府中市高西町4-1-11-302	常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
		常・非						
計			12,000,000				12,000,000	

人件費の内訳

区 分	総 額 円	総額のうち代表者及びその家族分 円
役員給与	12,000,000	12,000,000
従業員 給与手当	11,060,000	960,000
賃金手当		
計	23,060,000	12,960,000

- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください(他の役員についての記入順は任意)。  
 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。  
 2. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、「使用人職務分」欄に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。  
 3. 「左の内訳」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄に、その支給時期が1月以下の一定期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。  
 4. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の前職につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは新株予約権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定新株予約権交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。  
 5. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業績を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。  
 6. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。  
 7. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賞金手当」欄には、工員等の賞金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。  
 8. 工員等の賞金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。

地代家賃等の内訳書

令和 3年 3月31日 現在

地代・家賃の区分		所在地		借地（借家）物件の用途		貸主の名称（氏名） 貸主の所在地（住所）		支払対象期間 支払賃借料		摘要	
家賃	事務所	渋谷区恵比寿1-26-17	東京都港区	貸付	事務所	網ロイヤルエンタープライズ	東京都港区	令 2. 4. 1 ~ 令 3. 3. 31	3,168,000		
家賃	目黒マンション		東京都目黒区	貸付				令 2. 4. 1 ~ 令 3. 3. 31	2,400,000		
【小計】									5,568,000		
計									5,568,000		

権利金等の期中支払の内訳

支払先の名称（氏名） 支払先の所在地（住所）	支払年月日	支払金額	権利金等の内容	摘要

- (注) 1. 借地又は借家に際して支払って支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。  
 なお、記載口数が100口を超える場合には、支払賃借料又は支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。  
 2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。  
 3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地（住所）」及び「支払先の所在地（住所）」の各欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名称	支払先の名称（氏名） 支払先の所在地（住所）		契約期間	使用料等		摘要
	支払対象期間	支払金額				

- (注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。  
 なお、記載口数が100口を超える場合には、支払金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。  
 2. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地（住所）」欄には、国外の所在地（住所）を記入してください。

令和 3年 3月31日 現在

雑益、雑損失等の内訳書

科 目	取 引 の 内 容	相 手 先		金 額 円
		名 称 ( 氏 名 )	所 在 地 ( 住 所 )	
雑 収 入	持続化給付金			2,000,000
雑 収 入	家賃支援給付金			1,855,998
雑 収 入	テレワーク給付金			254,000
雑 収 入	雇用調整助成金			1,620,000
雑 収 入	利子補給金			330,998
雑 収 入	貸付利息			100,000
雑 収 入	税金還付金			2,805,200
雑 収 入	税金還付金			2,195,100
雑 収 入	税金還付金			3,969,657
雑 収 入	税金還付金			174,500
前期損益修正損				486
【小計】				486
雑 損				
雑 失				
雑 等				
計				486

(注) 1. 雑収入、雑益(損失)、固定資産売却益(損)、税金の還付金、貸倒損失等について、科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。  
 なお、土地の売却益(損)を「①固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書」に記入している場合には、記入しなくても差し支えありません。  
 2. 取引の内容が「税金の還付金」のものについては、期末現在高が10万円未満であっても全て各別に記入してください。  
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、金額の多額なものから100口についてのみ記入しても差し支えありません。  
 なお、取引の内容が「税金の還付金」である場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。





12 事業形態	(1) 兼業の状況	(兼業割合) %	
	(2) 事業内容の特異性		
	(3) 売上区分	現金売上	% 掛売上
13 主な設備等の状況	売上	締切日	決済日
	仕入	締切日	決済日
	外注費	締切日	決済日
	給料	締切日	支給日
	帳簿書類の名称		

14 決算等の状況	16 税理士の関与状況
15 帳簿類の備付状況	17 加入組合等の状況

18 月別の売上高等の状況	19 当期の概要
---------------	----------

月別	売上(収入)金額		仕入	金額	外注費	人件費	源泉徴収額	従事員数
	千円	千円						
4月						1,680		4
5月	1,210		1,155			1,680		4
6月	715		643			1,770		4
7月	880		3,183			1,770		4
8月	2,101		1,522			1,770		4
9月	12,155		3,070			1,770		4
10月	14,872		2,700			1,770		4
11月	1,870		2,207			1,770		4
12月	12,100		8,185			1,770		4
1月	10,512		985			1,770		4
2月	1,111		2,242			1,770		4
3月	22,106		3,883			3,770		4
計	79,633		29,779			23,060		48
前期の実績	141,836		96,967			21,160		48

19 当期の概要

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	渋谷税務署
利用者識別番号	2651021133910049
氏名又は名称	株式会社 ミツボシ
代表者等氏名	三日市 勝臣
受付番号	20210514172640876415
受付日時	2021/05/14 17:26:40
種目	消費税申告書
申告の種類	確定
課税期間 自	令和02年04月01日
課税期間 至	令和03年03月31日
課税標準額	72,399,000 円
消費税及び地方消費税の 合計（納付又は還付）税 額	2,101,700 円
備考	HUBH275I:ダイレクト納付、ATMやインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付、QRコードによるコンビニ納付を行う場合は、併せて格納される「納付区分番号通知」を確認し納付を行ってください。

受 付 印

# 税 務 代 理 権 限 証 書

※整理番号

令和 3年 5月 19日 渋谷 税務署長 殿	氏名又は名称 岸 生子	所屬税理士会等 関東信越 登録番号等 税理士会 第 浦和 66895 支 部 号
税理士 又は 税理士法人	事務所名称 及び所在地 岸 生子税理士事務所 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-33-22 関根ビル4F 電話 048-825-1377	電話 連絡先

税理士法第 大 条第 項第 1 号に規定する税務代理を委任します。

上記の税理士法第 大 条第 2 項第 1 号に規定する税務代理を委任します。

令和 3年 5月 19日

過 年 分 税 務 代 理 権 限 証 書 について、  
 下記の税目に関して調査が行われる場合には、下記の年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理を委任します。（過年分の税務代理権限証書において上記の代理人に委任している事項を除きます。）【委任する場合は口にレ印を記載してください。】  
 過 年 分 税 務 代 理 権 限 証 書 において委任した事項を含む  
 上記の代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じ。）に関して調査が行われる場合には、私（当法人）への調査の通知は、当該代理人に対して行われることに同意します。【同意する場合は口にレ印を記載してください。】  
 上記の代理人に税務代理を委任した事項に関しては、上記の代理人をその代表する代理人として定めます。【代表する代理人として定める場合は口にレ印を記載してください。】

依 頼 者  
株式会社 ミツボシ  
三日市 勝臣  
住所又は事務所  
の 所 在 地  
渋谷区恵比寿 1-26-17  
阿部ビル5F  
電話 03-5798-4511

1 税務代理の対象に関する事項		年 分 等
税 目 (該当する税目にレ印を記載してください) 所得税(復興特別所得税を含む) ※ 申告に係るもの	<input type="checkbox"/>	平成・令和 年 分
法 人 特 別 法 税 (復興地消地消費税(譲渡制)及び 地方消費税(譲渡制))	<input type="checkbox"/>	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
所得税(復興特別所得税を含む) ※ 源泉徴収に係るもの	<input checked="" type="checkbox"/>	自 平成・令和 2年 4月 1日 至 平成・令和 3年 3月 31日
税	<input type="checkbox"/>	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日 (法定納期限到来分)
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	
税	<input type="checkbox"/>	

2 その他の事項

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和3年5月19日 渋谷 税務署長殿

〒150-0013 渋谷区恵比寿1-26-17 阿部ビル5F (電話番号 03-5798-4511)

(フリガナ) カサハラ ミツボシ 株式会社 ミツボシ

法人番号 9011001099780

(フリガナ) ミツボシ カサハラ 三日市 勝臣

一連番号 00626486

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印

令和 年 月 日 相 談 区 分 1 区 分 2 区 分 3

平成 02年04月01日

課税期間分の消費税及び地方

至 令和 03年03月31日

消費税の(確定)申告書

中間申告自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算	十兆千百万十万千百一十円
税標準額 ①	72399000
消費税額 ②	5647122
控除過大調整税額 ③	
控除対象仕入税額 ④	3275329
返還等対価に係る税額 ⑤	358
貸倒れに係る税額 ⑥	
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	3275687
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	2371400
中間納付税額 ⑩	732100
納付税額 (⑨-⑩) ⑪	1639300
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫	00
この申告書既確定税額 ⑬	
差引納付税額 ⑭	00
課税資産の譲渡等との対価の額 ⑮	72394450
資産の譲渡等との対価の額 ⑯	72494869
この申告書による地方消費税の税額の計算	
地方消費税の課税標準となる消費税額 ⑰	
差引税額 ⑱	2371400
譲渡付税額 ⑲	
納税額 ⑳	668800
中間納付譲渡割額 ㉑	206400
納付譲渡割額 (⑲-㉑) ㉒	462400
中間納付還付譲渡割額 (㉑-⑲) ㉓	00
この申告書既確定税額 ㉔	
差引納付譲渡割額 ㉕	
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖	2101700

付記事項	適用	有	無	31
延払基準等の適用	有	有	無	32
工事進行基準の適用	有	有	無	33
現金主義会計の適用	有	有	無	34
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	有	有	無	35
控除税額の計算の特例の適用	有	有	無	36
課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	有	有	無	37
控除税額の特例の適用	有	有	無	38
控除税額の特例の適用	有	有	無	39
控除税額の特例の適用	有	有	無	40
控除税額の特例の適用	有	有	無	41
控除税額の特例の適用	有	有	無	42
控除税額の特例の適用	有	有	無	43
控除税額の特例の適用	有	有	無	44
控除税額の特例の適用	有	有	無	45
控除税額の特例の適用	有	有	無	46
控除税額の特例の適用	有	有	無	47
控除税額の特例の適用	有	有	無	48
控除税額の特例の適用	有	有	無	49
控除税額の特例の適用	有	有	無	50
控除税額の特例の適用	有	有	無	51
控除税額の特例の適用	有	有	無	52
控除税額の特例の適用	有	有	無	53
控除税額の特例の適用	有	有	無	54
控除税額の特例の適用	有	有	無	55
控除税額の特例の適用	有	有	無	56
控除税額の特例の適用	有	有	無	57
控除税額の特例の適用	有	有	無	58
控除税額の特例の適用	有	有	無	59
控除税額の特例の適用	有	有	無	60

標準期間の課税売上高 380,515千円

銀行 本店・支店

金庫・組合 出張所

農協・漁協 本所・支所

預金口座番号

ゆうちょ銀行の貯金記号番号

郵便局名等

※税務署整理欄

税理士 岸 生子

署名押印

(電話番号 048-825-1377)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

第一表

課税標準額等の内訳書

納税地	T150-0013 渋谷区恵比寿1-26-17 阿部ビル5F
(フリガナ)	ガシオ財計 ミツボシ
法人名	株式会社 ミツボシ
(フリガナ)	ミツボシ カジボシ
代表者氏名	三日市 勝臣

G K O 6 0 1

整理番号 00626486

改正法附則による税額の特例計算	
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/> 附則38① 51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/> 附則38② 52
小売等軽減売上割合	<input type="radio"/> 附則39① 53

第二表

平成(令和) 02年04月01日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

至 令和 03年03月31日

中間申告 自 平成 年 月 日  
の場合の  
対象期間 至 令和 年 月 日

令和元年十月一日以後終了課税期間分

課税標準額	十兆千五百十億千五百一十一円
① ※申告書(第一表)の①欄へ	7239900000

課税資産の譲渡等の対価の合計額	3 % 適用分	02	
	4 % 適用分	03	
	6.3 % 適用分	04	
	6.24 % 適用分	05	
	7.8 % 適用分	06	72399041
		07	72399041
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額(注1)	6.3 % 適用分	11	
	7.8 % 適用分	12	
		13	

消費税	費	税	額	21	
	※申告書(第一表)の②欄へ				
	3 % 適用分		5647122	22	
	4 % 適用分			23	
	6.3 % 適用分			24	
	6.24 % 適用分			25	
	7.8 % 適用分		5647122	26	

返還等対価に係る税額	⑰			31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ					
売上げの返還等対価に係る税額	⑱			32	358
特定課税仕入れの返還等対価に係る税額(注1)	⑲			33	

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳		2371435	41	
	㉑			42	
	㉒		-823	43	
	㉓		2372258	44	

(注1) ㉑～㉒及び㉓欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。  
(注2) ㉑～㉒欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		氏名又は名称		株式会社	
02.04.01~03.03.31		ミツボシ		株式会社	
区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)	
課税標準額	円 000	円 000	円 72,399,000	円 72,399,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	(付表1-2の①-X欄の金額) ※第二表の⑥欄へ			※第二表の⑥欄へ	
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	(付表1-2の②-X欄の金額) ※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑥欄へ		72,399,041	72,399,041 ※第二表の⑥欄へ	
③ 消費税額	(付表1-2の③-X欄の金額) ※第二表の⑥欄へ			※第二表の⑥欄へ	
④ 控除税額	(付表1-2の④-X欄の金額) (付表2-1の④・⑤-D欄の合計金額)		5,647,122	5,647,122 ※第一表の④欄へ	
⑤ 控除対象仕入れに係る税額	(付表1-2の⑤-X欄の金額) (付表2-1の⑤-D欄の金額)	28,445	3,246,061	3,275,329 ※第一表の④欄へ	
⑥ 売上げの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑥-1-X欄の金額)		358	358 ※第二表の⑥欄へ	
⑦ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	(付表1-2の⑥-2-X欄の金額) ※⑥-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑥欄へ		358	358 ※第二表の⑥欄へ	
⑧ 貸倒に係る税額	(付表1-2の⑥-X欄の金額)			※第一表の⑥欄へ	
⑨ 控除不足還付税額 (⑦-②-③)	(付表1-2の⑥-X欄の金額) ※⑥E欄へ	28,445	3,246,419	3,275,687 ※第一表の⑥欄へ	
⑩ 差引税額 (②+③-⑦)	(付表1-2の⑥-X欄の金額) ※⑥E欄へ	28,445		29,268	
⑪ 合計差引税額 (⑨-⑧)	(付表1-2の⑥-X欄の金額)		2,400,703	2,400,703 ※マイナスの場合は第一表の⑥欄へ ※プラスの場合は第一表の⑥欄へ	
⑫ 控除不足還付税額	(付表1-2の⑥-X欄の金額)		28,445	29,268	
⑬ 差引税額	(付表1-2の⑥-X欄の金額) ※第二表の⑥欄へ		2,400,703	2,400,703	
⑭ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)	(付表1-2の⑥-X欄の金額)		2,372,258	2,371,435	
⑮ 還付税額	(付表1-2の⑥-X欄の金額) ⑩E欄×22.78)		8,022	8,244	
⑯ 納税額	(付表1-2の⑥-X欄の金額) ⑩E欄×22.78)		677,121	677,121 ※マイナスの場合は第一表の⑥欄へ ※プラスの場合は第一表の⑥欄へ	
⑰ 合計差引譲渡割額 (⑮-⑯)				668,877	

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表1-2を作成してから当該付表を作成する。

税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間		氏名又は名称		株式会社 ミツボシ	
区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)	円
課税標準額	000	000	000	000	000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	※第二表の②欄へ	※第二表の③欄へ	※第二表の④欄へ	※付表1-1の⑩×欄へ	
② 特定課税仕入れに係る支払対価の額	※①-2欄は、買収売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	※付表1-1の⑪-2×欄へ	
消費税額	※第二表の⑧欄へ	※第二表の⑨欄へ	※第二表の⑩欄へ	※付表1-1の⑫×欄へ	
控除調整額	(付表2-2の⑬・⑭A欄の合計金額)	(付表2-2の⑮・⑯B欄の合計金額)	(付表2-2の⑰・⑱C欄の合計金額)	※付表1-1の⑬×欄へ	
控除対象仕入税額	(付表2-2の⑲A欄の金額)	(付表2-2の⑳B欄の金額)	(付表2-2の㉑C欄の金額)	823	823
⑤ 返還等対価に係る税額				※付表1-1の㉒×欄へ	
⑥ 売上げの返還等対価に係る税額				※付表1-1の㉓×欄へ	
⑦ 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	※①-2欄は、買収売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。 ※①-2欄は、買収売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。			※付表1-1の㉔-2×欄へ	
⑧ 貸倒れに係る税額				※付表1-1の㉕×欄へ	
控除税額小計 (④+⑤+⑥)				823	823
控除不足還付税額 (⑦-②-③)		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	823	823
⑨ 差引税額 (②+③-⑦)		※⑩B欄へ	※⑩C欄へ	823	823
⑩ 合計差引税額 (⑨-⑧)					
⑪ 控除不足額	(⑩B欄の金額)	(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表1-1の㉖×欄へ	823
⑫ 差引税額	(⑩B欄の金額)	(⑩B欄の金額)	(⑩C欄の金額)	※付表1-1の㉗×欄へ	
⑬ 合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑩)	※第二表の㉘欄へ	※第二表の㉙欄へ	※第二表の㉚欄へ	※付表1-1の㉘×欄へ	4823
⑭ 還付税額	(⑩B欄×25/100)	(⑩B欄×25/100)	(⑩C欄×17/63)	※付表1-1の㉛×欄へ	222
⑮ 納税額	(⑫B欄×25/100)	(⑫B欄×25/100)	(⑫C欄×17/63)	※付表1-1の㉜×欄へ	
⑯ 合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)					

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表1-1を作成する。

付表2-1 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		02-04-01~03-03-31	氏名又は名称	株式会社	
項目		旧税率分小計 X (付表2-2の⑩×欄の金額)円	税率6.24%適用分 D 円	税率7.8%適用分 E 円	合計F (X+D+E) 円
課税売上額(税抜き)	①			72,394,450	72,394,450
免税売上額	②				
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額	③				
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				※第一表の⑩欄へ ※付表2-2の⑩×欄へ 72,394,450
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤				72,394,450
非課税売上額	⑥				100,419
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦				※第一表の⑩欄へ ※付表2-2の⑩×欄へ 72,494,869
課税売上割合(④/⑦)	⑧				※付表2-2の⑩×欄へ (99.86%) ※総数 切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨	14,124 (付表2-2の⑩×欄の金額)	492,327 (⑨D欄×6.24/100)	45,777,790 (⑨E欄×7.8/100)	46,284,241
課税仕入れに係る消費税額	⑩	823 (付表2-2の⑩×欄の金額)	28,445	3,246,061	3,275,329
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪				※⑩及び⑪欄は、買税売上割合が95%未満、かつ、前定課税仕入れはあつた事業者のみ記載する。
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫				(⑪E欄×7.8/100)
課税貨物に係る消費税額	⑬				
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなつた場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑭				
課税仕入れ等の税額の合計額(⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	823 (付表2-2の⑩×欄の金額)	28,445	3,246,061	3,275,329
課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合(⑮の金額)	⑯	823 (付表2-2の⑩×欄の金額)	28,445	3,246,061	3,275,329
個別対応方式 売上超割の高合場 がはが合	⑰				
税% 売未 上満 超割の 高合場 がはが合	⑱				
控除	⑲				
除税	⑲				
額整	⑲				
差引	⑲				
貸倒回収に係る消費税額	⑳				

注 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。  
 2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表2-2を作成してから当該付表を作成する。  
 3 ⑩及び⑪欄には、繰引、戻戻、割引、割引など仕入対価の調整等の金額がある場合(仕入対価の調整等と並列して記載している場合を除く)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表  
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		02・04・01～03・03・31		氏名又は名称		株式会社 ミツボシ	
項	目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)		
		円	円	円	円	※付表2-1の⑩X欄へ	
課税	売上額 (税抜き)						
免	税売上額						
	非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額						
	課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)				72,394,450	(付表2-1の④F欄の金額)	
	課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)						
	非課税売上額						
	資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)				72,494,869	(付表2-1の④F欄の金額)	
	課税売上割合 (④/⑦)					[ 99.86% ] 切捨て	
	課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)				14,124	※付表2-1の⑩X欄へ	
	課税仕入れに係る消費税額				823	※付表2-1の⑩X欄へ	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額					※付表2-1の⑩X欄へ	
	特定課税仕入れに係る消費税額					※付表2-1の⑩X欄へ	
	課税貨物に係る消費税額					※付表2-1の⑩X欄へ	
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額					※付表2-1の⑩X欄へ	
	課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬)				823	※付表2-1の⑩X欄へ	
	課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合 (⑭の金額)				823	※付表2-1の⑩X欄へ	
課5課95	個別						
税	対						
売	応						
上	方						
高	式						
又	一						
合	括						
場	比						
が	例						
は	配						
が	分						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						
合	式						
場	式						
が	式						
は	式						
が	式						

件名	申告受付完了通知															
利用者ID	bvy56061929															
氏名又は名称	株式会社 ミツボシ															
発行元	東京都渋谷区税務所 事業税課法人事業税班															
電話番号	03-5420-1621															
発行日時	2021/05/14 17:28:13															
本文	<p>送信された申告データを受付けました。 後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。</p> <p>また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。 (MJD0021)</p> <table border="0"> <tr> <td>法人事業税</td> <td>所得金額総額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>(法人税割)</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税</td> <td>(均等割)</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>課税標準総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>申告納付税額</td> <td></td> </tr> </table>	法人事業税	所得金額総額	0円	法人住民税	(法人税割)	0円	法人県民税	(均等割)	70,000円		課税標準総額			申告納付税額	
法人事業税	所得金額総額	0円														
法人住民税	(法人税割)	0円														
法人県民税	(均等割)	70,000円														
	課税標準総額															
	申告納付税額															
受付日時	2021/05/14 17:28:12 受付日 (取扱日) 2021/05/14															
受付番号	R1-2021-11977072															
手続名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告															
年度・期別等	R02/04/01 ~ R03/03/31															
提出先	東京都渋谷区税務所長															
ファイル名称	R0102100(13000013).xml															

第六号様式 (控用)

受 付 控 令和3年5月19日 東京都 渋谷区恵比寿1丁目26番17号 株式会社 ミツボシ 代表者 三日市 勝臣 株主 森澤美枝子 役員 三日市 勝臣 事務所 渋谷区恵比寿1丁目26番17号 電話 03-5798-4511 法人税の申告書の基礎 修正申告・更正による。 6232833 231

(事業税)

Table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount). Rows include: 所得金額総額 (Total Income), 所得割 (Income Tax), 付加価値額 (Value Added), 資本割 (Capital Tax), 収入割 (Income Tax), 合計事業税額 (Total Business Tax).

(特別法)

Table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount). Rows include: 合計特別法人事業税額 (Total Special Corporate Business Tax), 所得割 (Income Tax), 収入割 (Income Tax), 合計特別法人事業税額 (Total Special Corporate Business Tax).

乗税又は地方法人特別税

Table with columns: 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount). Rows include: 所得金額 (Income), 所得割 (Income Tax), 収入割 (Income Tax), 合計乗税又は地方法人特別税額 (Total Special Corporate Business Tax).

法人税の申告書の種類 青色・その他 課税年度 令和3年5月19日 決算確定の日 令和3年5月19日 法人税の申告書の種類 青色・その他

都民税

(東京都の場合)

関与税理士 岸生子 (電話 048-825-1377)



